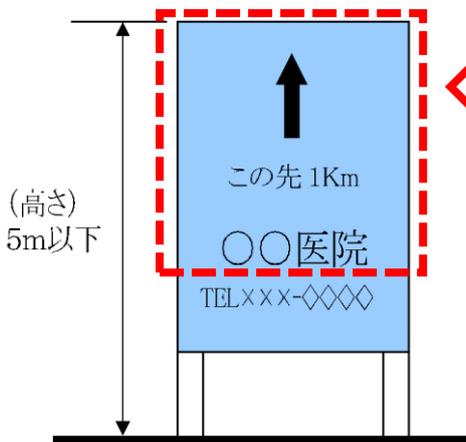


『高崎市屋外広告物条例の手引き』 補足説明資料

案内誘導広告物の表示面積割合について

手引き本編 9・14 ページ

手引き概要版 6 ページ



施設や場所への誘導を目的としているため
名称・方向・距離の表示が、表示面積の
概ね3分の2以上を占めること

[案内誘導の表示内容として取り扱うもの]

- ・名称…施設や場所の名称、商標、会社のロゴ
- ・方向…矢印、方向指示（直進、右折、左折、〇〇交差点左折など）
- ・距離…距離表示（ここから〇km、〇〇m先など）

[案内誘導の表示内容として取り扱わないもの（広告部分）]

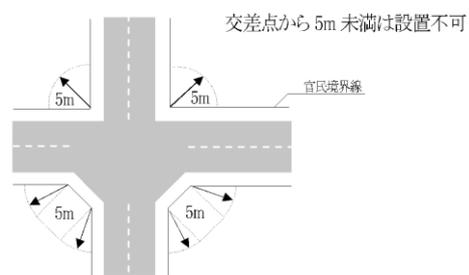
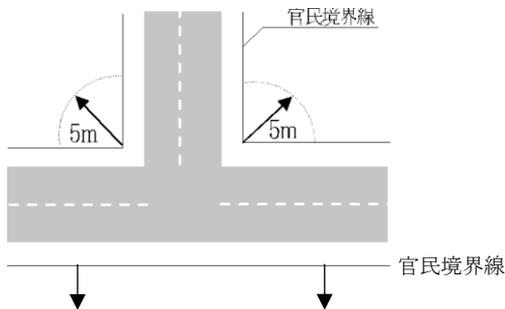
- ・住所、電話番号、診療科目、営業内容、営業日、定休日、営業時間など、宣伝的な文面
 - ・写真、イラスト、QRコードなど
- ※写真・イラストを使用する場合は、名称・方向・距離の表示には被らないこと

道路・交差点からの距離について（非自家用）

手引き本編 11・13・14 ページ

手引き概要版 4・5・6 ページ

道路や交差点からの距離の起点は、官民境界線とする

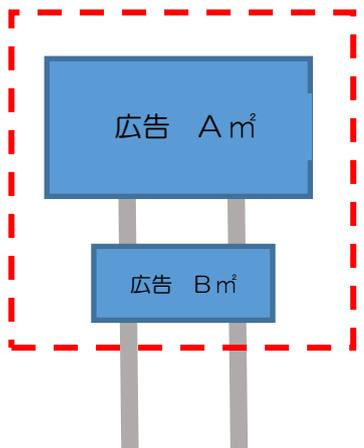


広告板・広告塔（自家用）の1面の面積について

手引き本編 11・13 ページ

手引き概要版 4・5 ページ

広告板・広告塔の1面面積とは、**同面のすべて面積を足し上げたものとする**



・第1種許可地域

$$A \text{ m}^2 + B \text{ m}^2 \leq 15 \text{ m}^2$$

*共同表示は1面

20㎡以下

・第2種許可地域

$$A \text{ m}^2 + B \text{ m}^2 \leq 30 \text{ m}^2$$

*共同表示の場合は1面

40㎡以下

お願い

屋外広告物許可済シール(許可等の証票)について

- 高崎市屋外広告物条例では、広告物等の許可を受けた方に、対象となる広告物への許可済シールの貼り付けを義務付けています。
- 許可済シールを貼り付けていないと、違反広告物との誤解を受ける場合があるため、許可を受けたら必ず許可済シールを見やすい箇所に貼り付けてください。
 - ・許可済シールは、1つの広告物に対して1枚お渡しします。
 - ・許可済シールは、対象となる広告物すべてに貼り付けてください。
 - ・貼り付けが困難な場合は、公道から見やすい場所(例:店舗入り口など等)に貼り付けてください。
※許可済シールを貼り付ける際など定期的に屋外広告物の安全点検を実施し、常に良好な状態を保持するようお願いします。

屋外広告物の安全確保について

適正に設置された屋外広告物も、時間の経過とともに老朽化が進み、倒壊や落下など危険性が増してきます。

安全管理が行われず、危険な状態のまま放置されていた広告物が落下し、歩行者が大きな怪我を負うといった痛ましい事故も発生しています。

このような事故の発生を防止するため、屋外広告物の安全確保について、ご理解ご協力をお願いします。

高崎市では、屋外広告物の許可申請にあたり、新規設置を除いた屋外広告物については、安全点検の実施及び安全点検報告書の添付をお願いしております。皆様のご理解、ご協力を重ねてお願いいたします。

※県条例適用地域、独自条例制定市町村と異なる場合がありますのでご注意ください。